

神戸市会政務調査費経理要綱

1 趣旨

この要綱は、神戸市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、市長から交付された政務調査費（以下「調査費」という。）の経理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支出事項

(1) 支出できるもの

調査費は、会派の市政に関する調査及び研究を行うための次の経費に支出することができる。

- ① 会派で行う委託調査（ただし、議員への委託調査を除く）に要する経費
- ② 会派で行う調査研究のための管外調査費
- ③ 会派で行う調査研究のための会場借上料
- ④ 会派で行う調査研究のための諸会議に要する経費
- ⑤ 会派で行う調査研究に関する印刷物の作成に要する経費
（例）会派広報・広聴等に係る印刷代金、文書コピー代金等
- ⑥ 会派で行う調査研究に必要な図書を購入に要する経費
（例）書籍、新聞、雑誌購入代金
- ⑦ 会派で行う調査研究のため必要とする通信費
- ⑧ 会派で行う調査研究のため必要な交通費
ただし、費用弁償と重複してはならない。
- ⑨ 会派で使用する調査研究に必要な備品を購入に要する経費
- ⑩ 会派における政務調査員雇用経費
- ⑪ 会派で雇用する調査研究の推進を図るための事務員及びアルバイト賃金
- ⑫ その他会派で行う調査研究に必要な経費
（例）講師謝礼、用紙・文具代等

(2) 支出できないもの

調査費は、調査及び研究の目的如何にかかわらず、次の経費に支出することができない。

- ① 交際費的な経費
（例）饗別、慶弔、寸志、病氣見舞、慶弔電報、年賀状（購入及び印刷代金）、名刺印刷代金等
- ② 海外調査旅費
- ③ 政党本来の活動に属する経費
（例）党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費
- ④ 会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費
- ⑤ レクリエーション等の経費
- ⑥ 選挙活動に伴う経費
- ⑦ その他名目の如何を問わず議員個人の活動に伴う経費

3 支出基準等

(1) 委託費

調査を委託しようとするときは、会派の代表者は、委託先、調査項目、委託期間及び委託金額を議長に届けなければならない。〔様式1〕

(2) 管外調査費

- ① 議員又は政務調査員を管外調査させようとするときは、会派の代表者は、該当者の氏名、用務先、調査期間、調査項目及び管外調査費の額を議長に届け出なければならない。〔様式2〕
- ② 議員の旅費は、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表1級の者に支給する額相当額を、また政務調査員の旅費は同4級の者に支給する額相当額を超えてはならない。
- ③ 旅費は費用弁償又は他の旅費と重複してはならない。
- ④ 管外調査を行ったときは、該当者は速やかに管外調査報告書〔様式3〕を作成し、会派の代表者を經由して議長に報告しなければならない。

(3) 会議費

- ① 会議費は、年度間調査費の10パーセントを超えてはならない。
- ② 会議費の支出のうち、1人当たり1万円以上又は1件20万円以上のものについては、議長に報告しなければならない。〔様式7〕

(4) 備品費

- ① 備品は議員団室に設置するものに限るものとする。
- ② 備品のうち電気を使用するもの又は購入価格が10万円を超えるものを設置するときは、会派の代表者は、その旨を議長に届け出なければならない。〔様式4〕

(5) 事務員・アルバイト雇用経費

- ① 会派で雇用する事務員の数は、2名以内とする。
- ② 会派は、引き続き10か月を超えてアルバイトを雇用してはならない。更新する場合は、少なくとも2か月を経過した後でなければならない。
- ③ 会派は、事務員及びアルバイトに対し、管外調査費を支給してはならない。
- ④ 事務員及び議員団室で就業するアルバイトを雇用するときは、会派の代表者は、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間を議長に届け出なければならない。既に届け出た事項に異動があったときも同様とする。〔様式5〕

4 支出手続

(1) 支出決定者

- ① 会派の代表者をもって支出決定者とする。
- ② 支出決定者は、経費の支出についての決定を行うとともに、調査費の適正な執行に努めなければならない。

(2) 経理責任者

- ① 会派は、所属議員のうちから経理責任者1名を定めなければならない。
- ② 経理責任者は、調査費の出納を掌り、経理帳簿を整備し、領収書等の証拠書類を整理しなければならない。

(3) 調査費の支出

- ① 経理責任者は、支出決定者の決定を経て、調査費を支出すること。

② 支出に当たっては、領収書等の証拠書類を徴すること。

③ 証拠書類を徴し得ないものについては、支出決定者の支払証明を付すること。

(4) 立替払いによる支出

やむを得ず立替払いをしたときは、当該立替払いを証する書類を添付しなければならない。ただし、その経費につき、支出決定者及び経理責任者の支出の承認が得られない場合は、立替者の負担とする。

(5) 預金口座及び経理帳簿

会派は調査費のみの預金口座及び経理帳簿を備えなければならない。

5 議長への報告及び検査

(1) 会派代表者は条例第6条に規定する収支報告書の提出と同時に、委託費支出一覧〔様式6〕、会議費支出一覧（1人当たり1万円以上又は1件20万円以上）〔様式7〕、その他支出一覧（1件10万円以上）〔様式8〕を議長に提出しなければならない。

(2) 議長は、収支報告書及び前項に規定する書類の内容について疑義があると認めるときは、会派の代表者に対し説明を求めることができる。

6 帳票の様式

この要綱で定める帳票は次のとおりとする。

- ① 調査委託について（届出）・・・・・・・・・・様式1
- ② 管外調査について（届出）・・・・・・・・・・様式2
- ③ 管外調査報告書・・・・・・・・・・様式3
- ④ 備品の設置について（届出）・・・・・・・・・・様式4
- ⑤ 事務員・アルバイトの雇用について（届出）・・様式5
- ⑥ 委託費支出一覧・・・・・・・・・・様式6
- ⑦ 会議費支出一覧・・・・・・・・・・様式7
- ⑧ その他支出一覧・・・・・・・・・・様式8

7 その他

この要綱に定めるもののほか、調査費の経理に関して必要な事項は議長が決定する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

[様式 1]

平成 年 月 日

市 会 議 長 様

(会 派 代 表 者 氏 名)

印

調 査 委 託 に つ い て (届 出)

このたび、下記のとおり調査を委託することになりましたのでお届けします。

記

1 委 託 先

2 調 査 項 目

3 委 託 期 間

4 委 託 金 額

〔様式 2〕

平成 年 月 日

市 会 議 長 様

(会 派 代 表 者 氏 名)

管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

氏 名			
月 日	調 査 先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到 着 予 定 時 刻)
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり調査期間は 平成 年 月 日から 月 日まで 日間			備 考
議員管外調査費 () 名分		円	
政務調査員管外調査費 () 名分		円	
管 外 調 査 費 合 計		円	会 派 運 絡 者

〔様式3〕

市 会 議 長 様

代表者印



平成 年 月 日

(会派) (議員名)



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査いたしましたので、その概要を下記によりお届けします。

記

1 調査者氏名

2 調査先

3 調査期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4 調査結果の概要

[様式 4]

平成 年 月 日

市 会 議 長 様

(会 派 代 表 者 氏 名)

印

備品の設置について (届出)

このたび、下記の備品を設置いたしますので、お届けします。

記

1 設置するもの

2 電源の使用 (する ・ しない)

3 廃棄するもの

4 備 考

〔様式 5〕

平成 年 月 日

市会議長 様

(会派代表者氏名)

印

事務員
アルバイト の雇用について (届出)

このたび、下記の者を 事務員
アルバイト として雇用することになりましたので、お届けします。

記

1 氏 名 (歳)

2 住 所

3 雇用目的

4 雇用期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

[様式 6]

平成 年 月 日

市 会 議 長 様

(会 派 代 表 者 氏 名)

印

委 託 費 支 出 一 覧

月 日	委 託 先	調 査 項 目	委 託 期 間	委 託 金 額	成 果 の 概 要

[様式 7]

平成 年 月 日

市 会 議 長 様

(会 派 代 表 者 氏 名)



会 議 費 支 出 一 覧

(1 人 当 たり 1 万 円 以 上 又 は 1 件 20 万 円 以 上)

月 日	場 所	協 議 事 項	出 席 者 数	金 額	摘 要

[様式 8]

平成 年 月 日

市 会 議 長 様

(会 派 代 表 者 氏 名)

印

そ の 他 支 出 一 覧

(1 件 10 万 円 以 上)

月 日	科 目	事 項	金 額	摘 要